

原料費調整制度 改定のお知らせ

大分瓦斯株式会社
(小売登録番号 K0004)

いつも大分ガスをご利用いただきまして、ありがとうございます。

大分ガスは、2022年10月検針分よりコミュニティガス(LPガス)の「ガス小売供給約款」について、ご契約内容の一部を変更させていただきますのでお知らせいたします。
なお、今回の変更においては「基本料金」及び「基準単位数料金」に変更はありません。

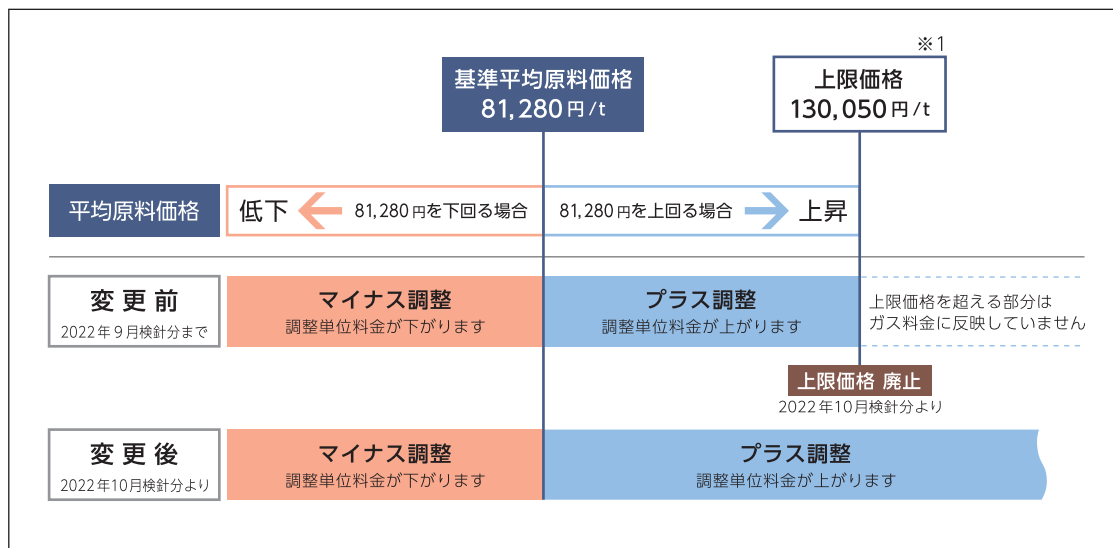
■ 変更の内容

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため「単位数料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除いたします。

- ガス小売供給約款 23. 単位数料金の調整 (2) ② ただし書き 削除

現行規定では、平均原料価格の変動が基準平均原料価格の+60%の範囲で調整を行っていましたが、変更後は平均原料価格の変動額全てを調整いたします。

「単位数料金の調整」 変更前と変更後



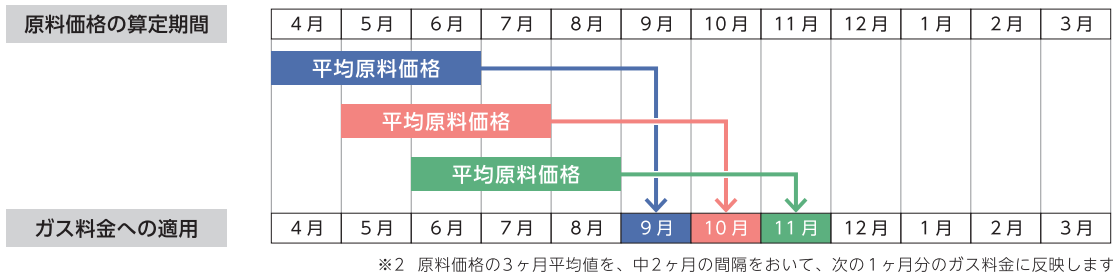
※1 平均原料価格の変動が基準平均原料価格の+60%

原料費調整制度とは

LPガス(液化石油ガス)は原油価格や為替レートの影響を受けて価格が変動します。
原料費調整制度はこうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。

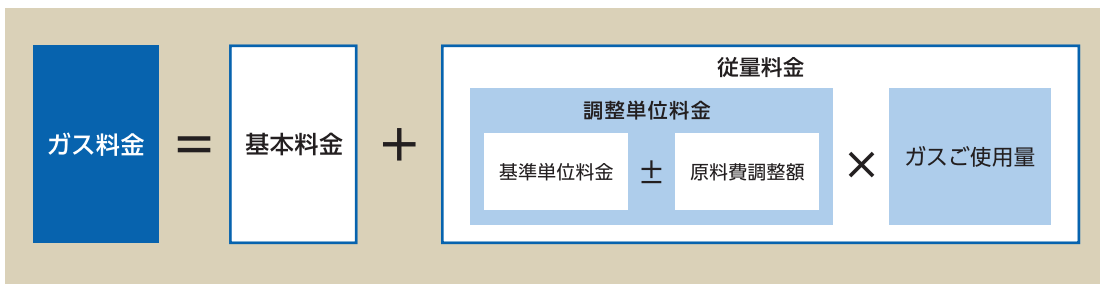
原料価格の算定期間とガス料金へ反映させる時期 ※2

貿易統計に基づく3ヶ月の平均原料価格と、基準となる原料価格（基準平均原料価格）を比較し、その変動分について、定められた方法により調整額を算定して、ガス料金に反映させます。



ガス料金の算定方法

毎月の調整単位料金は、あらかじめ定めた「基準単位料金」に「原料費調整による調整額」を加算又は減算して算定します。



※上記算定方法の料金はすべて税込です

本件に関して、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください

大分ガス株式会社

開発課 0977-21-1810

受付時間（月～金）8:30～17:00
（土曜・日曜・祝日を除く）